

独立行政法人農業者年金基金  
契約監視委員会設置運営要領

(平成22年1月27日制定)  
改正 平成28年3月22日  
最終改正 令和2年5月12日

(目的)

第1条 競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 委員会は、基金の常勤監事及び公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続等についての審査を適切に行うことができる学識経験・専門知識を有する者から理事長が委嘱する3名以上をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

一 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているかについて審議すること。

二 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないかについて審議すること。

三 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、一者応札・応募となっている案件について、一者応札・応募の改善方策が適当かについて審議すること。

四 第一号から前号までの審議後において、締結された契約についての改善状況をフォローアップすること。

五 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うこと。

六 その他契約に関する重要な事項で、理事長が特に必要と認めたものについて審議すること。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として年1回以上、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するにあたり、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

3 委員会は非公開とする。

4 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長が決するものとする。
- 6 緊急やむを得ない事情があり、委員会を開催することができない場合には、委員長は、議事に係る書類の回議をもって、開催に代えることができる。

(理事長への報告)

第5条 委員会の審議結果については、速やかに理事長に報告する。

(事務)

第6条 委員会の庶務は、審理役において考査役の協力を得て処理するものとする。

(公表)

第7条 理事長は、次に掲げる事項については、これを公表する。

- 一 委員の構成
- 二 審議に係る議事の概要

(附 則)

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和2年5月12日から施行する。